

2020年5月12日

苫小牧市長 岩倉 博文 殿
財政部 契約課 殿

一般社団法人 日本自動販売協会
北海道支部
支部長 山田 雄亮

新型コロナウイルス感染症に関する自動販売機に係わる陳情書

平素は、格別のご高配を賜り有難く厚く御礼申し上げます。

当協会は、自動販売機により飲料・食品を販売する事業者で構成する国内唯一の自動販売機オペレーターの全国組織です。

➤ 設立年月日：1987年4月20日、正会員数：121社、正会員で清涼飲料自動販売機(約240万台)の全売上高の約95%の構成比となる(2020年4月現在)。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大による自粛要請及び『緊急事態宣言』の発出により、自動販売機業界は、事業継続が困難な危機的状況にあります。この危機的状況を打開する為、当協会として下記の通り陳情をさせていただきます。自動販売機業界の存続にご支援賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 陳情の理由(自動販売機業界全体の状況)

- ◆ 新型コロナウイルス感染症対策(国民・企業への要請)による大幅な減収。
 - 自動販売機売上は、前年比：▲50%以上(4月推計)の減収の状況。
 - 下記の①～⑤に係わる施設につきましては、「売上ゼロ」～「前年比：売上▲50%以上減収」の幅で大幅な減収となっています。
 - ① 不要・不急の外出自粛及び移動自粛(交通市場等)による減収。
 - ② 在宅勤務(テレワーク)の推進(オフィス出勤者の大幅減)による減収。
 - ③ 企業の事業所及び生産工場等の休業(売上ゼロ)による減収。
 - ④ 教育施設の休校、公共施設及び運動施設等の休業(売上ゼロ)による減収。
 - ⑤ イベント自粛に係わる各種公共施設の休業(売上ゼロ)による減収。
- ◆ 自動販売機事業者は、上記の①～⑤の大幅減収の中、自動販売機設置者・管理者(国、地方自治体等の行政機関)に対し、高額の貸付料(使用料)及び固定費(電気代等)の支出を強いられている事に加え、滞留した商品ロスも発生している為、

資金繰りが厳しい状況にあり、経営継続が困難な状況となっています。

2. 陳情の正当性

- ◆ 行政機関の貸付料(使用料)の「行政財産使用料(条例で制定)」は、新型コロナウイルス感染症の緊急対策の助成範囲の「家賃」に適合するものであり、休業施設及び大幅減収施設においては、貸付料(使用料)の減額、免除が適当と考えます。
- ◆ 全国知事会の国への緊急提言の中で、「休業した事業者の家賃負担を軽減するため、テナントの支払を猶予する法制的措置を至急検討すること」と明記しており、自動販売機の貸付料(使用料)の減免は、本提言に合致すると考えます。
- ◆ 今般の新型コロナウイルス感染症拡大における日本全体の状況は、各地方自治体の行政財産使用料条例の「使用料の減免条項」において標準的に規定している「行政財産の使用の許可を受けた者が、地震、水災、火災等の災害のため、当該財産を使用の目的に供し難いと認めるとき」の要件に該当すると考えます。
- ◆ 固定費(電気代等)の支払猶予は、総務省が新型コロナウイルス感染症対策に係わり各都道府県に要請した「公共料金支払猶予の政策」に合致すると考えます。

3. 陳情事項

- ◆ 下記の①の契約内容の変更、見直しを基軸に、各公共施設の実態に即した②～⑥のご検討をお願い申し上げます。
 - ① 貸付料(使用料)等の契約内容の変更、見直し。
 - ② 貸付料(使用料)等の一定期間の減額、免除(還付)。
 - ③ 貸付期間(使用期間)、契約期間の延長。
 - ④ 固定費(電気代等)の一定期間の免除(還付)。
 - ⑤ 貸付料(使用料)、固定費の支払猶予(支払延期)。
 - ⑥ 自動販売機の運営・管理体制の変更、見直し。

自動販売機事業者は、国(農林水産省)の要請に則り、全国で「お客様への安全・安心な飲料」をお届けする重要な社会インフラとしての飲料自動販売機の役割を果たす為に、『緊急事態宣言』の発出後も自動販売機事業の活動を継続し社会貢献活動を行なう所存です。何卒事情ご賢察の上、格別なるお取り計らいの程、よろしくお願い申し上げます。

以上